

中世前期の王家と法親王

三四六

佐伯智広

はじめに

中世王家についての研究は近年進展が著しい分野であるが、その多くは后妃・内親王を中心とした女院についての研究であり、王家を構成する男性についての研究はほとんど進んでいないのが現状である。言うまでもなく、中世王家も男女両性によって構成されるのであるから、中世王家の全体像を描き出すためには、男性の王家構成員の分析もまた不可欠である。

中世王家の男性構成員のうち、即位後に皇統から外れた院や、在俗したまま皇位につかなかった親王の存在形態については、すでに拙稿で分析を行った^①。しかし、中世王家では、皇位を継承する者以外の男子のほとんどは、出家し僧籍に入る。これらの者たちは僧籍に入っても「宮」と称され、出家しているにもかかわらず王家内部の存在として認識されていることが横山和弘によって指摘されているが、その中でもとりわけ王家との関わりが色濃く打ち出される存在が、出家後に親王宣下を受け、数多くの法親王や、親王宣下後に出家し、出家後も親王としての待遇を維持し続けるごく少数の入道親王である^②。よって、本稿では法親王および入道親王について、特に中世王家との関連から分析を試みる。法親王は白河院政期に創出されること、また、中世王家は鎌倉中期の両統迭

立開始によって大きく変成することから、本稿では分析の対象とする時期を白河院政期～後嵯峨院政期と設定する。

法親王についての研究の端緒は戦前に遡り、大森金五郎・平田俊春によって、法親王は賜姓制度と同様に朝廷財政の逼迫にともない創出された制度であるとする見解が示された^③。その後は長く研究が途絶えていたが、戦後の院政研究の進展にともない、安達直哉・平岡定海によって、法親王を院権力による顕密僧・顕密寺院統制のための装置とする見解が新たに示された^④。これは現時点での法親王についての通説的理解となっているが、一方で、横山和弘によって、強訴を行わず王権に親和的な仁和寺に存在した法親王と、延暦寺・園城寺などの強訴を行う権門寺院に存在した法親王とは存在意義が異なること、また、仁和寺のみに法親王が存在した白河・鳥羽院政期と、それ以後の延暦寺・園城寺にも法親王が存在する時期とは質的な段階差が存在することが指摘されている^⑤。この点については筆者もまったく同意見であり、さらに、後述する通り、延暦寺・園城寺などに存在した法親王についても、そのすべてを統制装置と理解することは不可能であると考える。

こうした従来の研究状況に対して、近年では法親王の中でも特に仁和寺御室についての研究が盛んに行われているほか、個別の寺院・院家・門流・法脈研究の中でも、個々の法親王について言及が行われている。

しかしながら、それらは主に政治・宗教・文化面において法親王が果たした役割について論じたものであり、法親王と王家との関わりについて深めた研究は少ない。

その中で、王家研究との関わりで特に重要なものは、横山和弘による一連の研究である。横山は、「白河院政期における法親王の創出」の中で、先述の指摘に加え、法親王という制度が本来白河王権・王統の護持のために成立したことを明らかにした。指摘の内容そのものも当然重要だが、さらに重要なのは、法親王という制度の目的が中世前期を通じて一貫したものでなく、その時々々の王権にとっての固有の問題を反映して変化するものであることを示唆している点である。このことから、法親王のあり方を中世前期を通じて時系列的に分析し、各時代に固有の機能を明らかにすることの重要性が、課題として浮かび上がる。

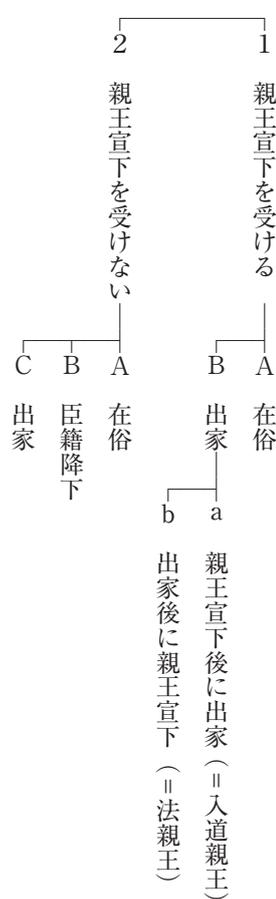
以上の研究状況を踏まえ、本稿では、中世前期の法親王・入道親王について、運用の実態を、各院政・親政期ごとの時代順に分析する。その際、法親王と皇位継承との関わりについて、特にその時点での王家家長（院ないし天皇）の意図に着目し分析を行う。これは、男性の王家構成員が僧籍に入るかどうかは、その人物が皇位を継承するかどうかと深く関わっており、また、当該期の皇位継承者決定と親王宣下決定の権限は王家家長が握っているからである。

具体的な分析に入る前に、行論の便宜のため、男性の王家構成員についての分類をあらかじめ示しておく。中世前期の王家において、皇位につかなかった男子の処遇は、まず「親王宣下を受けるか否か」によって二つに大別される。親王宣下を受けた者は、さらに「在俗する」「出家する」と分類できる。出家した者のうち、親王宣下後に出家した者が入道親王、出家後に親王宣下を受けた者が法親王である。これに対し、親王宣下を受けなかった者は、「在俗する」「賜姓され臣下となる」「出家す

る」とさらに分類される。図式化すると左図のようになり、本稿で取り扱う対象は主に1Bのa・bということになる。

文末の表は、皇位継承者ごとに男子をまとめ、このうちの皇位継承者1のすべて・2Aを項目として立て、2Cを一覧として付したものである。なお、「親王宣下を受けず臣籍に下る」(2B)は、中世前期では皇孫以下の世代に限定され、皇子には見られない処遇であるため、表中には現れない。

「皇位につかない皇子の処遇」



第一章 法親王の成立と運用

第一節 成立期の法親王

周知の通り、法親王の初例は、承徳三年（一〇九九）に親王宣下を受けた覚行法親王である。覚行・覚法・聖恵という一人目から三人目までの法親王は、いずれも仁和寺に入寺した白河院の皇子たちであり、先に挙げた、彼らの役割が白河王権・王統の護持であったとする横山和弘の所説は妥当であると考ええる。

問題は、彼らに続く四人目の覚性の事例である。覚性は鳥羽院の第五皇子であり、それ以前の三人の法親王と同様に仁和寺に入寺し、覚法の後を受けて御室となっている。

しかし、覚性とそれ以前の法親王との間には、相違点も存在する。それは、覚性が親王宣下後に出家した入道親王であることである。覚性は、大治四年（一一二九）の閏七月二〇日に誕生し、三ヶ月後の一〇月二二日に親王宣下を受け、「本仁」の名を与えられている。覚性以前に生まれた鳥羽院の皇子はいずれも待賢門院を母とするが、全員が誕生の数カ月以内に親王宣下を受けている。こうした鳥羽院の皇子たちのあり方は、親王宣下の対象が非常に限定される当時の一般的な状況から大きく外れるものである。すでに河内祥輔の指摘しているように、これは当時の王家家長であった白河院の意向を反映したものと想定され、覚性の誕生は白河院死去直後であるもの、おそらくはその延長線上で同様の処遇が行われたものであろう。

覚性が出家した時点で、即位していない崇徳以外の覚性の兄たちはいずれも在俗しており、白河院・鳥羽院ともに、彼らを出家させ僧としての生涯を送らせる意図はなかったものと考えられる。そうした中で覚性が出家するに至った事情を考える手掛かりとなる史料が、以下に掲げる『長秋記』長承三年（一一三四）二月六日条である。記主の源師時は、覚性の母待賢門院の院司として、当時の御室であった覚法と待賢門院との間で交渉役にあたっていた。

晴、詣此院、御室伝女院御返事、大略五宮令入室給事也、(A)「其事只今無_レ変改之心、但世間不定、御室内心背_レ女院御事、与_レ皇后宮同心、為_レ御腹黒体之事坐者、尤可_レ遺恨、其事不_レ可_レ然_レ之由、書_レ誓言文_レ令_レ進給、存_レ無_レ隔心_レ之由上、終身可_レ憑申_レ之由也、又五宮入寺事、明春二月許必可_レ候也」者、御答云、(B)「吾身

法文聖教、所_レ知田地堂舎無_レ人讓伝、今五宮御事、蒙_レ御約_レ後、片時_モ無_レ忘時_一、是万事皆讓申、於_レ吾身_一心安隱_レ居別所_一、暫欲_レ勤_レ後世事_一也、今所_レ疑思食_一尤理也、如_レ仰早書_レ誓言文_一可_レ進、但皇后母子吾母也、年来無_レ指約_一、而出家時可_レ一見_一之由、雖_レ其命_一、女院不_レ許間不_レ罷向_一、適恩許時所_レ詣向_一也、有_レ限母事尚_レ以_レ如此、何況_レ於_レ姉妹_一哉、勿論也」者、出_レ御室_一、向_レ法印房_一、伝_レ女院御消息_一、其趣如_レ令_レ申_レ御室_一、返答如_レ狀、(後略、記号は筆者による)まず待賢門院から御室に伝えられた内容(A)によると、覚法が皇后藤原泰子(高陽院)に与_レして待賢門院に腹背しているとの世評を受け、待賢門院はそのような事実がないことを誓う誓紙を差し出すよう求めている。また、覚性(五宮)の入寺が翌年二月になることを申し伝えている。これに対し、覚法は誓紙を差し出すことを承知した上で、自身には後継者がいないため仏典や所領などは覚性に譲渡するつもりであること、皇后の母は自分の母でもあるが、母の出家に際しても待賢門院の許可を得てからでなければ会わぬほどであり、まして妹である皇后とのことについて関わりが深くないことは言うまでもないことを弁明している(B)。すでに角田文衛によつて指摘されているように、前年の長承二年(一一三三)に白河院の遺志に反して鳥羽院と藤原泰子との婚姻が行われており、それによる王家内部のきしみがこうした形で表れているのである。

この記事で注目されるのは、待賢門院と覚法との間で院を介さずに交渉が行われているように、覚性の入寺があくまでも待賢門院の主導で行われていることである。もちろん、覚性が翌保延元年(一一三五)三月二十七日に仁和寺に入寺した際には鳥羽院と待賢門院がともに御幸しており、鳥羽院もこれに承認を与えていたものと思われるが、覚性の入寺に¹²⁾関して鳥羽院の主体性はうかがわれない。やはり、覚性の入寺は待賢門院の意思によつてはじめられたものと見るべきであろう。待賢門院はす

で大治五年（一一三〇）に御願寺である法金剛院を仁和寺に建立しており、長承二年には雅仁（後白河院）・覚性を連れて法金剛院御幸を行っている^⑬。法金剛院建立と考え合わせると、待賢門院が覚性を御室に入室させた意図は、大治四年（一一二九）に死去した養父白河院や、待賢門院自身の将来の追善を、覚性に行わせることにあったと思われる。

以上見てきたように、覚性への親王宣下は白河院が、仁和寺への入寺は待賢門院がそれぞれ主導したものであった。他にも鳥羽院の皇子は道恵・覚快が僧となっているが、いずれも親王宣下を受けるのは鳥羽院の死後であり、鳥羽院政下では新たな法親王の宣下は一例も行われていない。白河院の始めた法親王制に対する鳥羽院の態度は、消極的に引き継いだ程度のものであったと言えるだろう。

第二節 後白河親政期・院政期の法親王

こうした状況が大きく変化するのは、後白河親政期から院政初期にかけてであり、保元三年（一一五八）に最雲が、永暦元年（一一六〇）には道恵が、それぞれ親王宣下を受けている^⑭。最雲は堀河天皇の皇子で、親王宣下を受けた当時は天台座主であり、道恵は鳥羽院の皇子で、親王宣下と同日に園城寺長吏となっている。これによって、仁和寺以外に初めて法親王が存在することになった。

二人の親王宣下に関連して注目されるのは、ほぼ同時期に後白河天皇の皇子が相次いで彼らの下に入室していることである。具体的な年次は不明であるが、最雲の下には第三皇子の以仁が^⑮、道恵の下には円恵がそれぞれ入室しており、円恵の入室年次は少なくとも一身阿闍梨となった平治元年（一一五九）以前に遡るので、異母兄である以仁の入室もそれ以前であったと考えられる。

これらに、保元元年（一一五六）に守覚が仁和寺の覚性の下に入室していること^⑰を考え合わせると、仁和寺・延暦寺・園城寺という真言・天台二宗の頂点に法親王が位置し、その下に後白河天皇の皇子が配されたことになる。ここには、それぞれの寺院の最上部を掌握することで後白河天皇の統制下に置こうとする意図が、明確にうかがわれる。この政策を打ち出したのは、当時実質的に政策決定を主導していた信西であろう。道恵の親王宣下は信西の死後にずれ込むが、これは園城寺長吏がまだ実質的に終身の役職であったために道恵の長吏就任が永暦元年となったことが原因であって、構想自体は信西の生前から存在していたと思われる。しかし、平治の乱による信西の死、応保二年（一一六二）の二条親政開始^⑱と最雲の死などによって、こうした構想は崩壊する。以仁は結局仏門には入らず、守覚は御室となった四ヶ月後の嘉応二年（一一七〇）閏四月に親王宣下を受けるが、その一ヶ月後には鳥羽院の皇子である覚快も親王宣下を受ける^⑲。覚快は後に天台座主となるが、親王宣下の時点ではまだ天台座主となっておらず、直接には寺院統制とは結びつかない。その後、後白河院政末期に後白河院の皇子たちが相次いで親王宣下を受け法親王となるが、中でも承仁は師の顕真から日吉千僧供養の賞の譲を受けて親王宣下を受けている^⑳。このことから、法親王が特段の政治的意味をともなわない単なる僧の待遇の一つとなっていることがうかがえ、覚快の事例はこうした法親王の性格変化の嚆矢であったと評価できる。

第二章 鎌倉期における法親王の運用

第一節 後鳥羽院政期における法親王と入道親王の差異化

後白河院政期に、特段の政治的意味をともなわない単なる一待遇に過

ぎなくなつた法親王であるが、後鳥羽院政期になると新たな変化が見られる。それは、同じように仏門に入った皇子たちの中で、親王宣下を受けない者、仏門に入った後に親王宣下を受ける法親王、親王宣下を受けたのちに仏門に入る入道親王という三つの処遇が見られることである。後鳥羽院の皇子のうち、仏門に入った者は九人おり、うち入道親王は三人、法親王は二人、親王宣下を受けなかった者は四人である。

後鳥羽院の皇子の処遇全体で見ると、後鳥羽院には一三人の男子の存在が確認できる。このうち、皇位に就いたのが土御門天皇・順徳天皇の二人であるが、その他に雅成・頼仁の二人が、出家することも賜姓されることもなく、俗人のまま親王宣下を受けている。承久の乱に際し、土御門院・順徳院・仲恭天皇だけでなく、雅成親王・頼仁親王も後鳥羽院の下に参じている点から考えても、両者が後鳥羽院家において特殊な位置にあつたことは明らかである。

こうした特別待遇の背景には、両者の生母の立場が関係していたと考えられる。雅成は順徳天皇の同母弟であり、母修明門院は後鳥羽院と同居する正妻であつた。頼仁の母は藤原信清の娘である坊門局で、隠岐に配流された後鳥羽院に同行した女性であり、後鳥羽院の母七条院の姪にあたり、また妹は源実朝の妻となっている。このように、重要な妻の所生の皇子たちが特に俗人のまま親王宣下を受けているのは、待賢門院所生の皇子のみが俗人として親王宣下を受けた鳥羽院家の状況と共通している。

注目すべき点は、入道親王の処遇を受けた皇子のうち、道助は頼仁と、尊快は順徳天皇と、それぞれ同母の兄弟であることである。もう一人の入道親王である道覚も、母の尾張局は死去に際し退出を願い出たのを留められるほど、後鳥羽院から寵愛を受けた女性であつた。²⁶⁾

これらのことから、彼らが仏門に入る前に親王宣下を受けたのは偶然

ではなく、意図的に他の皇子と格差をつけた特別待遇として行われたものと考えられる。後白河院政の末期に多数の仏門に入った皇子が法親王宣下を受ける中で、法親王の希少性は下落していた。こうした状況を受けて、後鳥羽院は仏門に入る前に親王宣下を受ける入道親王を、新たな特別待遇として創出したと言えよう。

後鳥羽院の後継者とされていた順徳院の皇子たちの場合も、長男である尊覚は仏門に入る前に親王宣下を受けている。²⁷⁾ こうした点から考えて、承久の乱がなければ、後鳥羽院の処置はその後もし引き継がれていた可能性が高い。

第二節 後高倉皇統と法親王

周知の通り、承久の乱の敗戦により後鳥羽院政は終わり、承久三年（一二三二）七月に後堀河天皇が即位し、父である後高倉院による院政が開始される。同年一〇月一三日、後高倉院の皇子で後堀河天皇の同母兄である尊性・道深に法親王宣下が行われており、これが後高倉院政の開始と連動したものであることは疑いない。安達直哉は、公家政権と法親王との関わりを分析する具体例として尊性を取り上げ、安嘉門院領や除目に対する口入を行っていることを指摘している。²⁸⁾ また、曾我部愛は、尊性・道深を含めた後高倉院・北白河院とその皇子女たちを一つの家ととらえ、両者による諸職獲得を通じて王権護持と宗教界の統制をはかったことを指摘している。²⁹⁾

尊性による口入の問題については次節で触れることとし、ここでは尊性・道深による王権護持と仏教界の統制について述べる。両者が後堀河天皇・四条天皇のために多くの修法を行っており、³⁰⁾ また尊性が後堀河天皇・四条天皇の護持僧となつていることから考えて、両者が後高倉皇統

護持の役割を担っていたことは間違いない。

問題は、両者を通じての仏教界の統制についてである。尊性は天台座主に、道深は御室にそれぞれ就いており、ともに最重要の権門寺院の長となっているが、後高倉院政の開始と両者の就任時期との間には時差が存在する。尊性の天台座主就任は安貞元年（一二二七）の末のことであり、寛喜元年（一二二九）に日吉社宮仕と六波羅の武士との間に闘乱事件が起こったため、在任わずか一年三ヶ月で辞任している。その後、貞永元年（一二三二）に還任してから暦仁元年（一二三八）まで六年間在任し、翌延応元年（一二三九）に死去している。道深はもともと南都で修行しており、法親王宣下の八日後には当時の御室であった道助の下にあらためて入室している^③。しかし、道深が実際に御室となるのは、それから一〇年近く経過した寛喜三年（一二三一）のことであった^④。つまり、四条天皇の死によつて後高倉皇統が断絶する二一年間のうち、両者がともに権門寺院の最上位にいたのは、寛喜三年（一二三一）から暦仁元年（一二三八）までの七年足らずの期間でしかない。

そもそも、天台座主と御室との間には、天台座主が王家出身者以外からも広範に任じられ、比較的短期間で交代することが多いのに対し、御室は王家出身者によつて師資相承で受け継がれ、交代が少なく終身職に近い、という根本的な質の違いが存在する。それゆえに、尊性は天台座主に継続的に在任することはできなかったし、道深は前任の道助入道親王が高野山に籠居するまで御室を継ぐことはできなかったのである。

これらの事情から、皇統そのものが後鳥羽皇統から後高倉皇統へと変動する中で、後高倉院家関係者が二人を通じての仏教界統制を図ったとしても、その実効性は疑わしい。特に延暦寺の場合、以前から上層僧侶と大衆との間の対立や大衆内部での対立は見られているが、天福元年（一二三三）に起こった寺内の闘乱のように、鎌倉幕府の支持を背景とす

る尊性の、「偏好兵給」と評された高圧的な姿勢は、むしろ寺内の対立を激化させている。

天台座主や御室に就任する以前にも、尊性は四天王寺別当となり、道深は広隆寺別当となっており、さらに道深は東大寺東南院を譲られるものの、これを辞退している^⑤。尊性の四天王寺別当就任の際には後堀河天皇が、東大寺東南院の伝領を巡っては北白河院が深く関与しているように、これらの動きは両者だけでなく後高倉院家全体の意向を受けたものであった。

こうした諸職獲得は権威強化や物質的利益につながる面もあるが、一方で、四天王寺別当の改補を求める四天王寺僧徒との間で騒乱が発生した結果、尊性が四天王寺別当を辞しているように、新たな騒乱の原因ともなっている。東大寺東南院の場合も、道深の辞退は強訴を行おうとする南都の動向を考慮した結果であった。以上の点からも、諸職の獲得は、寺院統制どころかむしろ寺院勢力との軋轢を大きくする結果となっている。

そして、重要な点は、尊性が別当改替を求める四天王寺の衆徒に対し武士を派遣し、延暦寺内部の対立する衆徒を「武家に渡す」という対処を行っていることである^⑥。これは、法親王という権威や天皇の同母兄であるという血統が寺院社会で十分有効に働かず、鎌倉幕府の武力に頼らざるを得ない状況を示している。少なくとも後高倉皇統期において、法親王の存在は寺院統制と直結していないのである。

第三節 土御門皇統と法親王

仁治三年（一二四二）に四条天皇が死去して後高倉皇統が断絶すると、後嵯峨天皇が即位し土御門皇統の時代に入る。後嵯峨親政期の従来との

大きな違いは、後嵯峨天皇の踐祚後に真つ先に親王宣下を受けた仁助法親王が園城寺の僧であったことである。後嵯峨天皇が仁治三年正月二〇日に踐祚すると、仁助は四月一五日に親王宣下を受け、七月一七日には園城寺長吏に任じられた。^⑤

それまでは御室こそが王権にとって仏教界で最重要の地位であり、皇統の変動が起こると、新たな院や天皇は、自身の家の構成員を御室の後継者とするために手を尽くしてきた。すでに見てきたように、後白河天皇が保元の乱の直後に自分の子である守覚を同母弟の覚性の下に入室させ、また、後高倉院政期に後高倉院の子の道深が、先に入室していた尊覚（順徳院の子）を押し出すように、道覚（後鳥羽院の子）を籠居させて御室を継いでいるのは、その表れである。

ところが、後嵯峨天皇の場合、関係者が御室となるのは、後嵯峨天皇の子の性助がわずか一二歳で御室となった弘長二年（一二六二）のことである。^④このときすでに踐祚から一六年が経過し、後嵯峨天皇は退位して後深草天皇が在位しており、しかも翌年には後深草天皇から龜山天皇への譲位が行われている。

これは、後嵯峨天皇の同母弟はすべて園城寺に入っており、異母兄で仁和寺に入寺していた道円がすでに仁治元年（一二四〇）に死去していたこと、^⑧また、踐祚当時の後嵯峨天皇がまだ若く、適当な男子が存在しなかったことなどが原因として考えられるであろう。さらに、道深の弟子にはすでに九条道家の子である法助がおり、^⑨後嵯峨天皇の即位直後の時点では道家が大きな勢力を持っていたため、公家政権内の基盤がまだ弱体であった後嵯峨天皇には、法助の御室継承という路線を改変するのは困難であったと考えられる。もう一つの重要な地位である天台座主も、この期間の在任者は慈源（九条道家の子）・道覚（後鳥羽院の子）・尊覚（順徳院の子）であり、後嵯峨天皇の関係者が初めて天台座主となるのは、異

母弟の尊助が就任する正元元年（一二五九）年のことであった。^⑤

なお、寛元四年（一二四六）の名越朝時の乱の結果、執権北条時頼の政治的主導権が確立し、鎌倉から前將軍九条頼経が帰洛、京都では摂関家大殿である九条道家が失脚する。これ以後、園城寺出身の僧である隆弁が北条時頼の厚い信頼を得て、鎌倉の仏教界においては園城寺が優位に立ったことが平雅行によって指摘されている。^⑥

隆弁と仁助との直接の関係を示す史料はないが、湯山学の指摘するように、^⑦隆弁は仁治三年の後深草天皇誕生の際に御産御祈を行うため上洛しており、これを両者の接点とみなすことは可能であろう。また、隆弁は、建長二年（一二五〇）には園城寺興隆の問題で、正元元年には園城寺戒壇設置勅許の問題で、それぞれ上洛している。^⑧この間の園城寺長吏は仁助であるから、両者の間には連絡があったと考えるのが自然である。仁助が法親王宣下を受けるのは隆弁が重用されるより前であるが、寛元四年以降はこうした関係がさらに仁助の存在の重要性を高めたものと思われる。

後嵯峨親政期から後嵯峨院政期の前半にかけて、仁助は、後嵯峨院家内部の問題にとどまらず、政治的にも非常に重要な役割を果たした。まず指摘できるのが、父土御門院の追善仏事における活動である。

後嵯峨天皇にとって、自身の皇位継承の正統性を主張する上で、父である土御門院の顕彰は政治的に重要な意味を持ったが、踐祚当初の後嵯峨天皇は独自の御願寺や所領群などを保持しておらず、追善法華八講は京から離れた土御門院の金ヶ原陵で行うしかなかった。^⑨ところが、踐祚翌年の寛元元年（一二四三）に土御門院の中宮であった陰明門院が死去し、その所領を仁助が伝領すると、土御門院の追善法華八講は仁助が伝領した四条坊城殿で行われるようになるのである。^⑩このことは、後嵯峨天皇と仁助が同母の兄弟として強固な関係にあったことを意味している。

仁治三年の金ヶ原陵での法華八講には承明門院と前内大臣土御門定通が参入しただけであり、これとは別に国忌に前右大臣西園寺実氏らが参入していた。⁷⁷これに対し、寛元四年(一二四六)の四条坊城殿での法華八講にはこの年譲位した後嵯峨院が密儀で御幸し、摂政一条実経も参入しているから、京中で開催できるようになったことのメリットは明白であろう。同年には後嵯峨院の母である贈后源通子の追善法華八講も四条坊城殿で行われているが、これにも後嵯峨院が密儀で御幸し、摂政一条実経以下多数の公卿が参入している。⁷⁸

土御門皇統の追善法華八講と仁助との関わりは、家の仏事への関与であるから、法親王という立場からは理解しやすい。特筆すべき点は、仁助の活動がこうした仏事の面にとどまらず、重要な政治決定に恒常的に関与していることである。

寛元四年の九条通家失脚に関連して、鎌倉幕府から後嵯峨院に徳政の実施と関東申次の人事について通告が行われるが、その内容が六波羅探題北条重時より後嵯峨院にもたらされた際、院の下に伺候していたのは、仁助・太政大臣西園寺実氏・前内大臣土御門定通であった。⁷⁹また、翌宝治元年(一二四七)に鎌倉幕府から徳政などのことについて二階堂行泰・大曾禰長泰が使者として派遣された際にも、使者は前太政大臣西園寺実氏の下に向かった後、後嵯峨院の御所で太政大臣久我通光・摂政近衛兼経・仁助と対面している。⁸⁰翌宝治二年(一二四八)に政道の事について幕府から後嵯峨院に使者が遣わされた際にも、後嵯峨院の御所に仁助が参入し、使者は仁助の房に参向している。⁸¹

仁助は単に鎌倉からの連絡を受けるだけでなく、それを受けて公家政権側の対応の決定にも関わっており、宝治元年には摂政近衛兼経・前太政大臣西園寺実氏とともに、宝治二年には摂政近衛兼経とともに、後嵯峨院の下で対応を協議している。⁸²これらの政務関与者のうち、近衛兼経

は摂政として廟堂の首座にあり、西園寺実氏は関東申次となった親幕派の中心であり、土御門定通・久我通光は後嵯峨院の外戚であって、いずれも後嵯峨院政を支える重要人物である。仁助は彼らと並んで、重大な政務決定の際には欠かせない存在であった。

他にも、仁助は宝治元年に後嵯峨院・近衛兼経とともに除目の沙汰を行っている。⁸³また、宝治二年の無動寺門跡相続や久我通光領相続をめぐる相論が生じた際には、裁定を行う院評定に先立って、後嵯峨院は仁助と事前の相談を行っている。⁸⁴これは、仁助が院評定への出席権を持たないために取られた処置であろう。

こうした仁助の政務関与に対して、葉室定嗣は「偏是中興之徳化也」と誉めたたえ、これによって最近は佞臣が政務に関与できなくなったと述べている。⁸⁵異例とも言える仁助の政務関与がこうした高い評価を受けた理由は、践祚の際に当時の公家政権の中心にあった九条道家の意向に反する形で鎌倉幕府に擁立され、父院・母后という保護者がすでに死去し、祖母承明門院が後見するという脆弱な体制で出発した後嵯峨院の治世において、後嵯峨院の同母弟である仁助に、すでに出家していたにも関わらず、後嵯峨院家の内部で補佐役としての役割を果たすことが求められたからであると考えられる。

法親王の政務や俗事への関与については、すでに安達達哉によって、承仁が父後白河院の死の直前に、丹後局とともに後白河院知行国で荘園を立庄し、のちに建久七年の政変(一一九六)にかかわった事例と、後堀河親政・院政期に尊性が僧官・俗官の昇進や安嘉門院領の紛争に口入している事例が指摘されている。⁸⁶その他、二条親政期に、二条天皇のおじであり、また、かつて二条天皇が立太子前に出家のため入室した際の師でもある覚性が、押小路東洞院御所に壇所を設けて伺候した結果、政務に口入したこともあったと伝えられているが、詳細は不明である。⁸⁷

これらの事例に対し、仁助の活動は、格段に重大な問題に関与しており、その関わり方の深さも他と比較にならない。これも、先に述べたような政治的事情によって生み出された特殊な状況であるが故であろう。とはいえ、のちに後嵯峨院が遺領の処分を行った際に、後深草院・龜山天皇と並んで、円助法親王の名前が挙がっていることや、幕府が後嵯峨院の死後に次の治天について問い合わせ、後家である大宮院が後嵯峨院の遺志は龜山天皇を後継者とするにであったと回答した際、西園寺実氏とともに円助法親王が関与しているように、後嵯峨院は自身の家の構成要素に法親王を組み込んでいた。円助は仁助の次の円満院門跡となった後嵯峨院の皇子であり、その立場は弘長二年（一二六二）に死去した仁助を引き継いだものと言えよう。

なお、こうした法親王の俗事への関与について、竹内理三は尊性が後堀河院と同腹の弟であることに理由を求めているのに対し、安達達哉は法親王の親王としての立場に根本的要因を求めている。しかし、ここまで見えてきた事例はいずれも時の院・天皇と深い関わりがある法親王に限られていることから、やはりその原因はこうした特別な関係に求められるべきであり、法親王一般にこうした属性があるとは認め難いと言わざるを得ない。

おわりに

以上、中世前期を通して、法親王のあり方の変遷を追ってきた。そこから見えてくるのは、権門寺院統制などといった従来言われてきた法親王制の政策意図は、後白河親政期・院政初期や、後高倉院政期など、ある時点の事象としては見られるものの、中世前期を通して確認できるようなものではなく、その政策的な実効性も疑わしいということである。

むしろ、法親王に対する姿勢は王家家長の代替わりにもなつて変化するのが常であり、それは各々の王家家長が置かれた固有の状況に対応した結果であったと言える。

特に、「鳥羽院政期の法親王宣下抑制↓後白河院政期の法親王宣下拡大↓後鳥羽院政期の入道親王導入による制度再編」という一連の流れは、かつて拙稿で論じた、「鳥羽院政期の貴族の昇進の停滞↓後白河院政期の貴族の昇進の促進↓後鳥羽院政期の貴族の昇進体系整備」という貴族の家格成立の変遷と軌を一にするものであることは、注目に値する。制度史を考える上では、個々の制度の分析にとどまらず、さまざまな制度の変遷に見られる共通項や相違点から、それぞれの時期における政治課題や院・天皇の政治姿勢といったものを見出していく必要があるだろう。

最後に、本文中ではほとんど触れることのできなかつた、法親王と莊園の問題について付言したい。はじめに触れたように、法親王の創出については古くから財政上の問題との関連が指摘されている。さらに、安達達哉は、院が法親王を媒介として門跡領の管領に介入したことを指摘し、法親王家領を王家領莊園の一部として考える視点の必要性を提起している。

この問題について考える上で重要であると思われるのが、以下の道恵法親王・定恵法親王領の事例である。長承元年（一一三二）に鳥羽院と美濃局との間に道恵が誕生すると、美濃局の父で石清水八幡宮検校であった光清は道恵の御願寺として観音堂を建立した。光清はさらに、保延三年（一一三七）に自身の所領を美濃局に譲渡した際、そのうち六ヶ庄を観音堂領とし、八幡宮寺と観音堂の用途に宛てる分以外の年貢は道恵に進済するよう定めた。その後、道恵は後白河院の皇子である定恵を弟子に迎え、仁安三年（一一六八）に死去する際、六ヶ庄を定恵に譲るとともに、その旨を朝廷に奏上して宣旨による認可を受けている。

宣旨によって門跡領として師資相承の認可を受けている点は、一見すると安達説に合致しているが、問題はのちにこの宣旨が院宣によって覆されていることである。光清は美濃局に所領を譲渡した際、その次の伝領予定者を美濃局の弟の最清と定めていたが、最清は美濃局に先立って久寿二年（一一五五）に死去したため、美濃局の死後に所領を伝領したのは、美濃局の甥である慶清であった。慶清は、六ヶ庄は道恵に譲渡されたのではなく、あくまで道恵の一分分として年貢を進済するよう定められたのであると後白河院に訴え出て、自身の領掌を認める院宣を賜った。それを受けて、道恵の門徒や最清の子孫による伝領への異論を禁じて慶清の門跡に所領を相伝させるよう命じる院庁下文が、安元二年（一一七六）に出されたのである。

すなわち、後白河院はこのとき自身の皇子に不利な裁定を自ら下したのであり、そこには門跡領を王家領の一部ととらえて影響力を拡大しようとする姿勢は見られない。後白河院はあくまで裁定者として紛争に臨んでいるだけであり、この点で他の伝領を巡る紛争と異なるところはない。門跡である法親王と院・天皇との関係は、訴訟を提起する際には当然有用に働く面もあつたであろうが、門跡領を王家領としてとらえられるだけの一体性は到底認められない。

そもそも、当該期には頻繁に皇統の交代が起こっており、それにとともに、法親王と院・天皇との関係の親疎も大きく変わる。また、仏門に入っても親王宣下を受けない皇子も当該期には一貫して存在する。さらに、王家出身者のみで継承される門跡は、鎌倉期に入ると延暦寺の梶井殿や園城寺の円満院などや増加するとはいえず、後白河院政期まではほとんど御室に限られるような状況であり、主要門跡を王家出身者のみで構成しようとするような方向性も見受けられない。やはり、法親王は、基本的には仏門に入る王家出身者に対する待遇の一形式ととらえるべき

であり、寺院統制の役割を一般的な傾向として重視することは難しいと考える。また、法親王が御室のみに存在していた法親王制開始当初の後白河院政期までの段階を除いては、御室や六勝寺検校の問題と、法親王の問題とは、別個のものとして論じるべきであろう。

注

- ① 拙稿「中世前期の王家と家長」（『歴史評論』七三六、二〇一一年）。
- ② 横山和弘「白河・鳥羽院政期の王家と仏教」（『年報中世史研究』二八、二〇〇三年）。
- ③ なお、牛山佳幸「入道親王と法親王の関係について」（『古代中世寺院組織の研究』、吉川弘文館、一九九〇年、初出一九八四年）が指摘するように、法親王と入道親王の定義については、「法親王」出家後も品位が維持された親王／入道親王「出家遁世した親王（基本的に品位を放棄）」という広義の分類と、「法親王」広義の法親王のうち、出家後に親王宣下を受けた親王／入道親王「広義の法親王のうち、親王宣下後に出家した親王」という狭義の分類が存在する。本稿では狭義の分類に従って法親王・入道親王の語を使用し、広義の法親王に関しては本来在俗の存在であった点を重視して、在俗の親王と一括して取り扱う。
- ④ 大森金五郎「皇族の賜姓と法親王との由来及び事例」（『歴史地理』八一、一九〇六年）、平田俊春「法親王考」（『平安時代の研究』、山一書房、一九四三年）。
- ⑤ 安達直哉「法親王の政治的意義」（竹内理三編『荘園制社会と身分構造』、校倉書房、一九八〇年）、平岡定海「六勝寺の成立について」（『日本寺院史の研究』、吉川弘文館、一九八一年、初出一九七九年）。
- ⑥ 横山和弘「白河院政期における法親王の創出」（『歴史評論』六五七、二〇〇五年）。
- ⑦ 横内裕人「仁和寺御室考」（『日本中世の仏教と東アジア』、塙書房、二〇〇八年、初出一九九六年）、阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』（勉誠社、一九九八年）。
- ⑧ 注②横山論文、注⑥横山論文、横山和弘「法親王制成立過程試論 仁和

- 寺御室寛行法親王をめぐって」(『仁和寺研究』三、二〇〇二年)。
- ⑨ 『中右記』大治四年閏七月二〇日条・一〇月二二日条。
- ⑩ 河内祥輔「後三条・白河『院政』の一考察」(『日本中世の朝廷・幕府体制』、吉川弘文館、二〇〇七年、初出一九九二年)。
- ⑪ 角田文衛「待賢門院璋子の生涯」(朝日新聞社、一九八五年、初出一九七五年)。
- ⑫ 『長秋記』保延元年三月二七日条。
- ⑬ 『長秋記』長承二年九月一三日条。
- ⑭ 『兵範記』保元三年三月一日条、『諸門跡伝』園城寺円満院。
- ⑮ 『山槐記』治承三年十一月二五日条。
- ⑯ 木村真美子「円惠法親王考」(水原一編『延慶本平家物語考証』四、新典社、一九九七年)。
- ⑰ 『仁和寺御伝』喜多院御室。
- ⑱ 拙稿「二条親政の成立」(『日本史研究』五〇五、二〇〇四年)。
- ⑲ 『天台座主記』第四十九権僧正最雲。
- ⑳ 『仁和寺御伝』喜多院御室。
- ㉑ 『玉葉』嘉心二年五月二七日条。
- ㉒ 『天台座主記』第五十六無品覚快親王。
- ㉓ 『天台座主記』第六十一法印顕真、第六十三無品承仁親王。
- ㉔ 『吾妻鏡』承久三年六月八日条。
- ㉕ 『平戸記』寛元三年一〇月二四日条。
- ㉖ 『源家長日記』。
- ㉗ 『梶井門跡略系譜』尊覚親王、『仁和寺日記』承久二年二月一〇日条。
- ㉘ 『承久三年四年日記』承久三年一〇月一三日条。
- ㉙ 注⑤安達論文。
- ⑳ 曾我部愛「後高倉王家の政治的位置―後堀河院政期における北白河院の動向を中心に―」(『ヒストリア』二二七、二〇〇九年)。
- ㉑ 『民経記』貞永元年閏九月一四日条等。
- ㉒ 『門葉記』護持僧条々 代始護持僧事 後堀河院、『護持僧次第』四条院。
- ⑳ 『天台座主記』第七十四二品親王尊性、第七十六二品尊性親王。
- ㉑ 『仁和寺御伝』金剛定院御室。『光台院御室伝』若宮入御事。
- ㉒ 『仁和寺御伝』金剛定院御室。
- ㉓ 『明月記』天福元年二月二〇日条。
- ㉔ 『天台座主記』第七十四二品親王尊性。
- ㉕ 『仁和寺御伝』金剛定院御室。
- ㉖ 『明月記』嘉祿元年一月一六日条、一月二四日条。
- ㉗ 『明月記』嘉祿元年一〇月二一日条。
- ㉘ 『明月記』嘉祿元年一月一六日条。
- ㉙ 『天台座主記』第七十五僧正良快。
- ㉚ 『百鍊抄』寛喜三年一〇月二〇日条。
- ㉛ 天福元年四月一五日付尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四四七四号)。
- ㉜ 『百鍊抄』仁治三年四月一五日条、『三井統燈記』長吏次第 仁助法親王。
- ㉝ 『仁和寺日記』承久二年二月一〇日条、『明月記』安貞元年二月一日条。
- ㉞ 『仁和寺御伝』後中御室。
- ㉟ 『光台院御室伝』御服事。
- ㊱ 『仁和寺御伝』開田准后。
- ㊲ 『天台座主記』第七十九僧正慈源、第八十無品親王道覚、第八十一無品親王尊覚、第八十二無品親王尊助。
- ㊳ 平雅行「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九、二〇〇九年)。
- ㊴ 湯山学「隆弁とその門流―北条氏と天台宗(寺門)―」(『鎌倉』三八、一九八一年)。
- ㊵ 『吾妻鏡』寛元元年六月一八日条。
- ㊶ 『吾妻鏡』建長二年二月二三日条・九月四日条・正元二年三月一日条。
- ㊷ 『平戸記』仁治三年一〇月一日条。
- ㊸ 『百鍊抄』寛元元年九月一八日条、『平戸記』寛元二年一〇月一日条。
- ㊹ 『平戸記』仁治三年一〇月一日条。
- ㊺ 『葉黄記』寛元四年一〇月九日条。

- ⑤9 『葉黄記』 寛元四年七月二五日条。
 ⑥0 『葉黄記』 寛元四年八月二七日条。
 ⑥1 『葉黄記』 宝治元年八月一八日条。
 ⑥2 『岡屋関白記』 宝治二年閏一二月二二日条。
 ⑥3 『葉黄記』 宝治元年八月二〇日条、『岡屋関白記』 宝治二年閏一二月二六日条。

⑥4 『経俊卿記』 宝治元年一二月七日条。

⑥5 『葉黄記』 宝治二年一二月二二日条。

⑥6 『葉黄記』 宝治二年一二月二二日条。

⑥7 『後中記』 仁治三年正月二〇日条等。

⑥8 注⑤安達論文。なお、安達はこれに加えて、守覚法親王が「源義経に味方して合戦軍旨を書いた」事例を挙げるが、『左記』の当該記事は「聊依_レ有_レ所思、密招_二義経_一、記_二合戦軍旨_一」とのみあり、「源義経に味方して」という政治的事例と評価することは困難であると考ええる。

⑥9 『愚管抄』 卷五 一二条。

⑦0 後嵯峨上皇処分状案（『鎌倉遺文』一〇九五三号）

⑦1 後深草上皇御事書（帝国学士院編『宸翰英華』一「思文閣出版、一九八八年、初出一九三四年」所収、番号六八）、伏見天皇御事書（同書所収、番号六九）。

⑦2 『諸門跡伝』 園城寺円満院。

⑦3 竹内理三「尊性法親王書状」（『鎌倉遺文月報』七、東京堂出版、一九七四年）。

⑦4 注⑤安達論文。

⑦5 拙稿「中世貴族社会における家格の成立」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇九年）。

⑦6 注④大森論文、注④平田論文。

⑦7 注⑤安達論文。

⑦8 『宮寺縁事抄』。

⑦9 石清水八幡宮検校光清讓状案（『平安遺文』二二六九九号）、仁安三年四月二五日付高倉天皇宣旨案（『平安遺文』三四六一号）。

⑧0 仁安三年四月二五日付高倉天皇宣旨案（『平安遺文』三四六一号）。

⑧1 安元二年六月一〇日付後白河院序下文案（『平安遺文』三七六五号）。

【付記】 本稿の作成にあたっては、東京大学史料編纂所の公開するデータベースを参照した。

（本学非常勤講師）

[親王・法親王・入道親王一覧]

名 前	誕 生	剃髪・入室・出家・受戒・灌頂	親王宣下	母	参考・その他
○白河院皇子					
(敦文親王)	1074/12/26		1075/1/19	藤原賢子(父源顕房、養父藤原師実)	
覚行法親王	1075/4/	1083/10/28 入室	1099/1/3	藤原経子(父藤原経平)	御室
(堀河天皇)	1079/7/9		1079/11/3	藤原賢子(父源顕房、養父藤原師実)	
覚法法親王	1091/12/29	1104/7/11 出家	1112/12/27	源師子(父源顕房)	御室
聖恵法親王	1094/	1104/9/24 出家	1123/12/30	藤原師兼女子	(仁和寺)
非親王皇子：行慶(母源政長女子)、円行(母源有宗女子)、静証(母源顕房女子?)					
○堀河天皇皇子					
(鳥羽天皇)	1103/1/16		1103/6/9	藤原苺子(父藤原実季)	
最雲法親王	1105/	1119/10/21 受戒	1158/3/11	藤原時経女子	天台座主
非親王皇子：寛暁(母藤原隆宗女子)					
○鳥羽天皇皇子					
(崇徳天皇)	1119/5/28		1119/6/19	藤原璋子(待賢門院、父藤原公実、養父白河院)	
(通仁親王)	1124/5/28		1124/6/22	藤原璋子(待賢門院、父藤原公実、養父白河院)	目が不自由なため「目宮」と称される
君仁入道親王※	1125/5/24	1140/8/9 出家	1125/6/16	藤原璋子(待賢門院、父藤原公実、養父白河院)	足が不自由なため「萎宮」と称される
(後白河天皇)	1127/9/11		1127/11/14	藤原璋子(待賢門院、父藤原公実、養父白河院)	
覚性入道親王(本仁親王)	1129/⑦/20	1135/3/27 入室	1129/10/22	藤原璋子(待賢門院、父藤原公実、養父白河院)	御室
道恵法親王	1132/	1135/3/29 入室	1160/	紀家子(父紀光清)	園城寺長史
覚快法親王	1134/	1144/12/27 入室	1170/5/25	紀家子(父紀光清)	天台座主
(近衛天皇)	1139/5/18		1139/7/16	藤原得子(美福門院、父藤原長実)	
最忠法親王					『本朝皇胤紹運録』のみ
非親王皇子：真誉(母橘俊綱女子)					
○崇徳天皇皇子					
重仁入道親王※	1140/9/2	1156/7/12 出家	1141/12/2		
非親王皇子：覚恵(母源師経女子)					
○後白河天皇皇子					
(二条天皇)	1143/6/17	1151/10/14 入室	1155/9/23	藤原懿子(父藤原経実)	
守覚法親王	1150/3/4	1156/11/27 入室	1170/④/28	藤原成子(父藤原季成)	御室
円恵法親王	1153/		1173/	平信重女子	園城寺長史
定恵法親王	1157/		1190/10/	平信重女子	園城寺長史
(高倉天皇)	1161/9/3		1165/12/25	平滋子(建春門院、父平時信)	
静恵法親王	1164/		1191/2/17	平信重女子	園城寺長史
道法法親王	1166/11/13	1174/10/10 入室	1185/1/13	仁操女子	御室
承仁法親王	1169/	1175/8/16 入室	1190/10/1	紀孝資女子	天台座主
非親王皇子：以仁王(母藤原成子)、恒恵(母平信重女子)、真禎(母仁操女子)					
○二条天皇皇子					
(六条天皇)	1164/11/14		1165/6/25		
非親王皇子：尊恵(母源光成女子)					
○高倉天皇皇子					

(安徳天皇)	1178/11/12		1178/12/8	平徳子(建礼門院、父平清盛、養父後白河院)	
守貞入道親王※ (後高倉院)	1179/2/28	1212/3/26 出家	1189/11/19	藤原殖子(七条院、父藤原信隆)	
惟明入道親王※	1179/4/11	1211/2/29 出家	1189/11/19	平範子(父平義輔)	
(後鳥羽天皇)	1180/7/14		1183/8/20 カ	藤原殖子(七条院、父藤原信隆)	
○後鳥羽天皇皇子					
(土御門天皇)	1195/12/2		-	源在子(承明門院、父能円、養父源通親)	
道助入道親王 (長仁親王)	1196/10/16	1201/11/27 入室	1199/12/16	藤原信清女子	御室
(順徳天皇)	1197/9/10		1199/12/16	藤原重子(修明門院、父藤原範季)	
覚仁法親王	1198/		1218/1/20	遊女滝	園城寺長史
(雅成親王)	1200/9/11		1204/1/9	藤原重子(修明門院、父藤原範季)	
(頼仁親王)	1201/		1210/3/2	藤原信清女子	
尊快入道親王 (寛成親王)	1204/4/2	1208/12/1 入室	1208/8/2	藤原重子(修明門院、父藤原範季)	天台座主
道覚入道親王 (朝仁親王)	1204/7	1208/10/14 入室	1208/10/7	顕清女子	天台座主
尊円法親王	1207/	1217/12/21 受戒	1218/1/15	藤原定能女子	(園城寺)
非親王皇子：行超(母藤原定能女子)、覚誉(母舞女姫法師)、道縁(母舞女姫法師)、道伊(母舞女姫法師)					
○順徳天皇皇子					
尊覚入道親王	1214/7/	1220/12/10 入室	1220/8/2	藤原清季女子	天台座主、ただし元は御室の道助法親王に入室
覚恵法親王	1217/	1236/4/18 灌頂		藤原清季女子	園城寺長史
(仲恭天皇)	1218/10/10		1218/11/21	藤原立子(父藤原良経)	
善統入道親王※	1233/	1291/5/30 出家		藤原範光女子	
非親王皇子：義尹(母藤原信清女子)、忠成王(母藤原清季女子)、彦成王(母藤原範光女子)					
○後高倉院皇子					
尊性法親王	1194/	1208/12/17 入室	1221/10/13	藤原陳子(北白河院、父藤原基家)	天台座主
道深法親王	1206/9/4	1216/12/16 出家	1221/10/13	藤原陳子(北白河院、父藤原基家)	御室
(後堀河天皇)	1212/3/22		-	藤原陳子(北白河院、父藤原基家)	
○土御門天皇皇子					
道仁法親王		1241/9/27 灌頂	1248/1/14	源通子(父源通宗)	園城寺長史
尊守法親王	1210/	1222/6/5 入室		覚宴女子	(延暦寺)
道円法親王	1210/	1231/1/27 灌頂		治部卿局(父未詳)	(仁和寺)
仁助法親王	1215/	1241/12/22 灌頂	1242/4/15	源通子(父源通宗)	園城寺長史
静仁法親王	1216/	1247/3/20 灌頂		源通子(父源通宗)	園城寺長史
尊助法親王	1217/	1232/11/8 受戒	1252/8/28	尋恵女子	天台座主
(後嵯峨天皇)	1220/4/1		-	源通子(父源通宗)	
最仁法親王	1228/	1243/10/27 出家		円誉女子	天台座主

※は成人後の出家。

「剃髪・入室・出家・受戒・灌頂」の項は、このうち仏教との関わりが最初に確認されるものを取り上げた。